

日本型食生活支援事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21総合第1148号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の日本型食生活支援事業の項に掲げる事業について、実施要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の4の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式第1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長へ提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

- (1) お弁当推進事業（実施要綱別表1の日本型食生活支援事業の項の「1 お弁当推進事業」をいう。）

事業検討委員会の設置

事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、学識経験者、管理栄養士、食品関係事業者等で構成する事業検討委員会を設置し、事業内容の総合的な検討、結果の取りまとめ、評価等を行うこと。

商業施設におけるごはん食の弁当関連商品連携販売事業

量販店等の商業施設において、ごはん食の弁当に関連する商品の販売促進活動を行うため、複数の食品事業者等が連携して取り組むためのコンサルティング等を行うこと。

お弁当講習会

単身世帯や子育て世代の消費者等を主な対象に、複数の食品関係事業者等が連携して、地域の「弁当の日」等も活用したお弁当講習会を開催し、ごはん食の弁当を通じ

たお米・ごはん食の有効性を普及・啓発すること。

効果測定の実施

及び の参加者に対するアンケート調査（商業施設に対する事業期間中の販売動向調査、消費者やお弁当講習会参加者に対するごはん食の理解度等）の実施により、ごはん食の弁当を通じたごはん食への理解と米を中心とした日本型食生活の実践についての普及・啓発度合を測定し、事業の評価及び検証を行うこと。

事業の運営

この事業を運営するに当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 開催地域の選定及び実施回数

及び の事業は、効率的な事業目的の普及・啓発の観点から、東京、大阪、名古屋等の大都市圏を中心に実施するものとする。その他の地方都市において実施する場合においても、効率的な事業目的の普及・啓発を図るよう努めるものとする。

イ 参加者の費用負担

の開催等に伴う参加者の交通費、材料代等必要な経費については、参加者から適切な費用の負担を求めること。

- (2) 医師等を対象とした食育健康研修会（実施要綱別表1の日本型食生活支援事業の項の「2 医師等を対象とした食育健康研修会」をいう。以下同じ。）

食育健康研修会の開催

生活習慣病の予防等、健康面からの米を中心とした日本型食生活の有用性の普及・啓発を医師等を通じて図るため、医師等を対象として食育健康研修会を開催すること。

研修会の内容を取りまとめた普及・啓発資材等の作成・配布

の研修会の内容を取りまとめた普及・啓発資材等を作成し、全国の医療機関に配布することにより、食事指導や人間ドック等の場を活用して、全国の医師等を通じた米を中心とした日本型食生活の有用性の普及・啓発を図ること。

効果測定の実施

の研修会参加者及び の普及・啓発資材等を配布した者に対するアンケート調査の実施により、食事指導等を行う際の米を中心とした日本型食生活についての有用性の普及・啓発度合及び活用の度合を測定し、この事業の評価及び検証を行うこと。

事業の運営

事業実施主体は、この事業に取り組むに当たり、効率的かつ円滑な運営のため、医師等との連携を図ること。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画（別記様式第1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄）に記載することにより、総合食料局長の承認を得るものとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 報告又は指導

総合食料局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式(第2、第3、第4関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度日本型食生活支援事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度日本型食生活支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1 総括表」及び「第3 事業の内容」には、実績を記載すること。

日本型食生活支援事業実施計画書

平成 年 月 日
事業実施主体名

第1 総括表

区 分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注1) 区分の欄は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱別表1の日本型食生活の項の事業の内容の欄の各事業名を記載すること。

(注2) 事業の一部を委託する場合は、速やかに委託契約書の写しを提出すること。

第2 事業の目的

第3 事業の目標

(注1) 数値目標を設定すること。

(注2) 第4の事業の内容の複数の事業に取り組む場合は、事業ごとの目標を設定すること。

第4 事業の内容（又は実績）

1 お弁当推進事業

（1）事業検討委員会の設置方針

（注1）事業検討委員会の検討項目及び構成する委員名（所属、役職名、氏名及び委員の許諾の有無）を記載すること。なお、委員を決定していない場合は、想定している委員の専門分野又は所属団体名を記載すること。

（注2）作業部会を設置する場合は、作業部会の種類、検討内容及び構成する委員名（所属、役職名、氏名及び委員の許諾の有無）を記載すること。なお、委員を決定していない場合は、想定している委員の専門分野又は所属団体名を記載すること。

（2）商業施設におけるごはん食の弁当関連商品連携販売事業

（注）実施時期、実施場所、回数、内容等を記載すること。

（3）お弁当講習会

（注）実施時期、実施場所、回数、内容等を記載すること。

（4）効果の測定方針

（注）上記（3）及び下記（5）に関する具体的な測定内容及び手法について記載すること。

（5）その他事業推進に必要な取組の提案

2 医師等を対象とした食育健康研修会

(1) 食育健康研修会の開催

--

(注)開催時期、開催場所、内容・テーマ等を記載すること。

(2) 普及・啓発資材の作成・配付

--

(注)資材の種類、作成時期、配付数量、訴求内容を記載すること。

(3) 効果の測定方針

--

(注)具体的な測定内容及び手法について記載すること。

(4) その他事業促進に必要な取組の提案

--

第5 実績報告書の作成・配布

主な配布先	配布部数	主な内容	備考

第6 事業の一部を委託する理由

--